

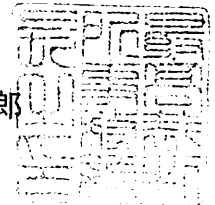
最高裁秘書第2178号

平成27年10月19日

林弘法律事務所

弁護士 山中理司様

最高裁判所事務総長 戸倉三郎



苦情の申出に係る対応について（通知）

下記1の苦情の申出について、当庁がした司法行政文書の一部不開示の判断は、下記2の理由により是正すべきと判断しましたので、通知します。

なお、是正後の開示の実施に関する事項は、別途通知します。

記

1 苦情の申出の内容

最高裁でされた民事の破棄判決及び破棄決定の場合、その全部の裁判年月日及び事件番号が、最高裁調査官が判例時報に投稿している「最高裁民事破棄判決等の実情」に掲載されている。

実際、平成27年8月21日付けで部分開示された最高裁平成24年6月29日判決（以下「本件文書」という。）の事件番号が平成23年（行ツ）第268号であることは、最高裁調査官が判例時報2188号に投稿した記事によって明らかである。

そのため、最高裁でされた民事の破棄判決及び破棄決定の場合、その裁判年月日及び事件番号は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であるといえる。

したがって、本件不開示部分は行政機関情報公開法（以下「法」という。）5

条1号に定める不開示情報に該当しない。

2 判断の理由

本件文書が法所定の開示情報に相当するか否かに関し、苦情申出人の主張を踏まえて再検討を行った結果、原判断において一部不開示とした部分（裁判年月日及び事件番号）については、慣行として公にされている情報（法5条1号ただし書イ）に相当することが判明し、その他法5条所定の開示情報のいずれにも相当しないから、これを開示することが相当である。